

保険の ひま

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

お忘れなく!

平成29年度ボランティア活動保険などの加入申込を只今受付中!



平成28年度にご加入の「ボランティア活動保険」「ボランティア行事用保険(傷害保険、賠償責任保険、国内旅行傷害保険)」「福祉サービス総合補償(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))」「送迎サービス補償(傷害保険)」は、すべて平成29年3月31日をもって補償期間が終了します。平成29年度のご契約につきましては、ただいま加入申込み受付中ですので、加入漏れのないよう、お早めに最寄りの社会福祉協議会で加入手続きを済ませてください。

なお、ボランティア活動保険は、平成29年度保険料を改定しておりますので、お間違えないようにご注意ください。

(保険期間1年 団体割引20%)

| 保険金の種類 | | 平成29年度ボランティア活動保険 | | |
|--------------|-------------------|------------------|------------------|----------|
| | | Aプラン | Bプラン | |
| 保険金額 | 死亡保険金 | 1,320万円 | 1,800万円 | |
| | 後遺障害保険金 | 1,320万円 (限度額) | 1,800万円 (限度額) | |
| | 入院保険金日額 | 6,500円 | 10,000円 | |
| | 手術保険金 | 入院手術 | 65,000円 | 100,000円 |
| | | 外来手術 | 32,500円 | 50,000円 |
| | 通院保険金日額 | 4,000円 | 6,000円 | |
| | 賠償責任保険金 (対人・対物共通) | 5億円 | 5億円 | |
| 保険料 1名あたり | 基本タイプ | 350円 | 510円 | |
| | 天災タイプ | 500円 | 710円 | |

【ボランティア活動保険のよくあるご質問】

● 補償期間はいつからいつまでですか?

ボランティア活動保険は、毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間です。なお中途加入の場合も3月31日午後12時で補償期間は終了します。

● 加入口数は?

ご加入はお1人につき1口のみとなります。複数口加入の場合でも補償は1口のみとなりますのでご注意ください。

● 複数のボランティアグループに所属している場合は?

どちらかの1つのグループで1口加入手続きをしてください。他のグループのボランティア活動も補償されます。また、他県での活動も対象になりますのでご安心ください。

● 中途加入・脱退やプラン変更の取り扱いは?

中途加入の場合も左記の保険料となります。なお、中途脱退による保険料の返れいはありません。また、中途でのボランティアの入替や、ご加入プラン・タイプの変更もできません。

■このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

<取扱代理店>
株式会社福祉保険サービス 〒100-0013東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

<引受保険会社>損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154